

質問	回答
新制度の施行はいつからですか？	2023年3月20日からです。
公布された電気事業法の「小規模発電設備」「小規模事業用電気工作物」とは何ですか？	「小規模発電設備」とは低圧（直流：750V、交流：600V）の電気に係る発電用の電気工作物をいいます。 「小規模事業用電気工作物」とは、小規模発電設備であって、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備をいいます。ただし、高圧受電設備と接続されている場合や低圧受電電線路以外の電線路により構内以外の場所にある電気工作物に電氣的に接続されているもの（例えば、高圧連系しているビルの屋上に設置されている太陽電池発電設備等）は除きます。
なぜ新制度が必要になったのですか？今回使用前自己確認の対象になる範囲を、最初から対象にしていなかった理由は何ですか？	FIT制度の開始以降、再エネ発電設備の導入数は急速に増加しています。特に導入件数が急増している太陽光発電設備・風力発電設備のうち、小出力発電設備(出力が10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備)については、太陽電池パネルの構外への飛散や、風力発電設備のブレード破損・タワー倒壊といった事故が発生するなど、再エネ発電設備の安全確保に対する社会的要請が高まっていることを背景としております。
基礎情報と使用前自己確認の届出はいつ出さなければなりませんか？	新制度の施行後に設備を使用開始する場合は、設備の使用開始前までに届出させていただきます。ここでいう「使用開始前」とは、送配電事業者や既存設備との連系前（連系を行わなければ、試験できない項目もあります）ではなく、正式な「使用を開始」（発電電力の使用を開始する）する前です。 基礎情報届出については、新制度の施行前から小規模事業用電気工作物を使用している場合、FIT認定を受けている設備の届出は不要ですが、FIT認定を受けていない設備は施行後6月以内に届出をしていただく必要があります。また、基礎情報に変更があった場合は速やかに変更の届出を行う必要があります。 使用前自己確認の届出については、新制度の施行前から小規模事業用電気工作物を使用している場合、届出は不要ですが、施行日以降に変更の工事を行った場合は、条件によって変更を行った設備の届出が必要となります。
電気主任技術者の選任・保安規程の届出が課されるケースとはどのようなケースですか？	現行の制度と同様、太陽光発電設備は50kW以上、風力発電設備は20kW以上で、電気主任技術者の選任・保安規程の届出が義務づけられます。 また、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備でも高圧受電設備と接続されている場合や低圧受電電線路以外の電線路により構内以外の場所にある電気工作物に電氣的に接続されている場合（例えば、高圧連系しているビルの屋上に設置されている太陽電池発電設備等）は、電気主任技術者の選任・保安規程の届出が義務づけられます。

質問	回答
<p>基礎情報や使用前自己確認結果はどこに届け出ますか？オンライン申請には何が必要ですか？</p>	<p>届出を行う方法は、2通りあります。</p> <p>①「保安ネット」にログインしてオンライン申請。オンライン申請では、gBizIDのアカウントを取得する必要があります。gBizID（G ビズ I D）とは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することができる認証システムです。（推奨）</p> <p>②様式を紙印字して、電気工作物を管轄する産業保安監督部に郵送または持参により届出。</p>
<p>小規模事業用電気工作物の基礎情報や使用前自己確認結果は設置者以外の者が代理で届け出することはできますか？</p>	<p>小規模事業用電気工作物の基礎情報や使用前自己確認結果の届出は設置者が行いますので、「保安ネット」にログインしてのオンライン申請の場合は設置者のgBizIDアカウントから届出をお願いいたします。なお、行政書士法に基づく行政書士の代行は可能です。</p>
<p>小規模事業用電気工作物は、第2種電気工事士の資格では工事ができなくなりますか。事業用電気工作物の範囲の変更に伴う、電気工事士の施工可能範囲はどのようになりますか。</p>	<p>2023年3月20日施行の電気工事士法においては、第2種電気工事士は小規模事業用電気工作物の工事を行うことが可能です。電気工事士法第2条では「一般用電気工作物等」は一般用電気工作物と小規模事業用電気工作物を指す言葉になっており、第2種電気工事士は一般用電気工作物と小規模事業用電気工作物の電気工事ができるよう規定されております。</p>
<p>基礎情報届出や使用前自己確認の届出様式、新しい使用前自己確認の項目はどこで確認できますか？</p>	<p>特設ページ（https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/）で確認できます。</p>